

第 4 章

データからみる市税

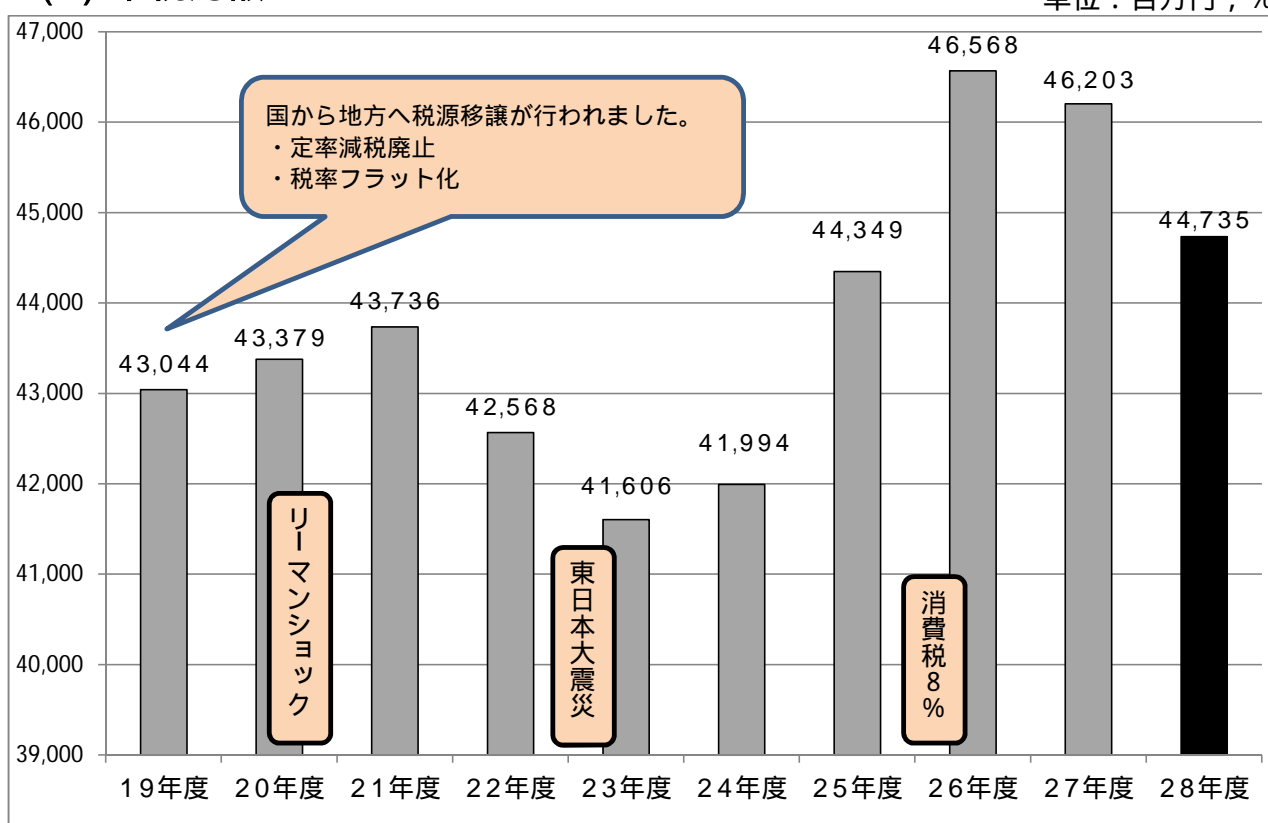


1 10年間の状況

市税は、この10年間において、経済状況や税制改正等により変動しています。10年間の平均は約438億円で、平成24年度以降は増加傾向にありましたが、平成28年度は、過去最高額となった平成26年度から2年続けての減となりました。各税の状況では、市民税（個人）が最も多く、以下、固定資産税、市民税（法人）、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税の順となっています。

(1) 市税総額

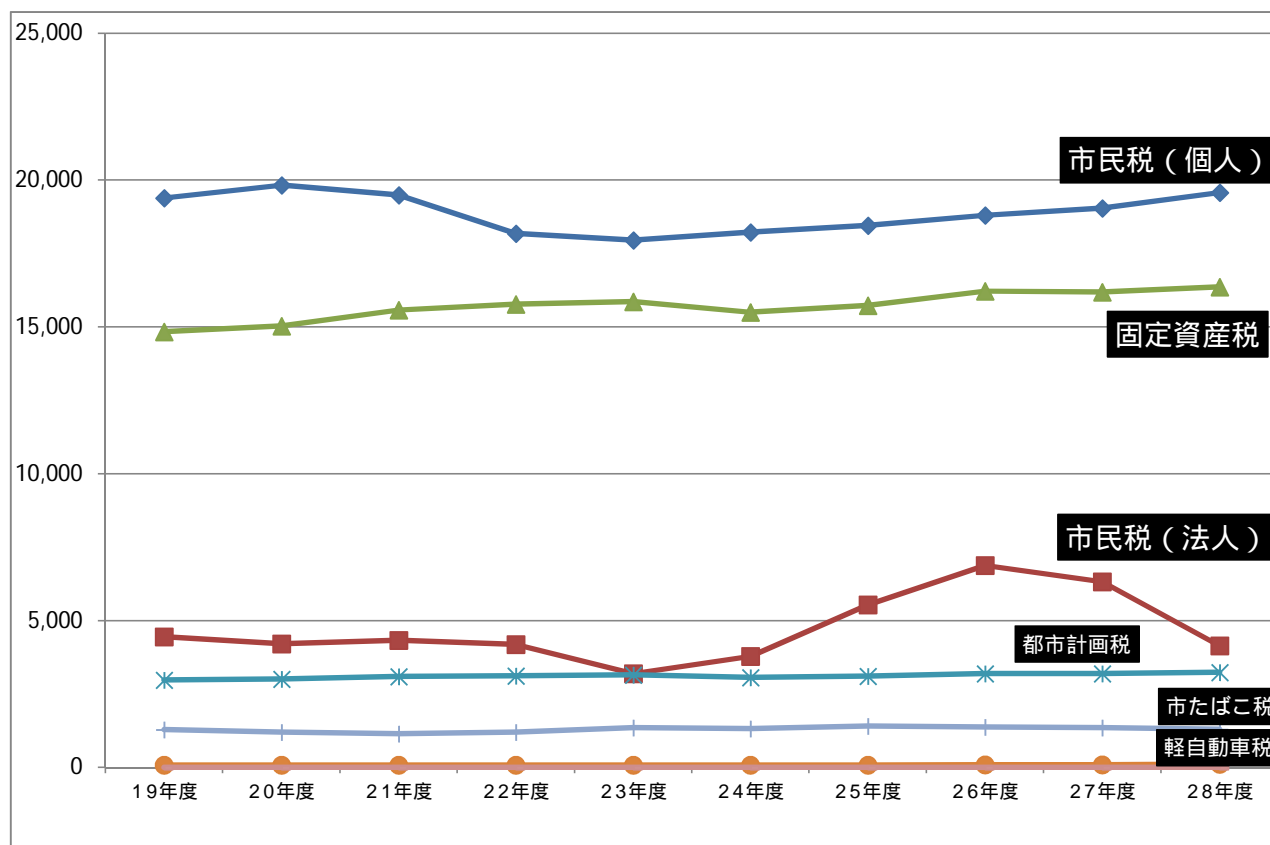
単位：百万円，%



年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	43,044	43,379	43,736	42,568	41,606	41,994	44,349	46,568	46,203	44,735
増減額	1,569	335	357	1,168	962	388	2,355	2,218	364	1,469
増減率	3.8	0.8	0.8	2.7	2.3	0.9	5.6	5.0	0.8	3.2

各税の推移

単位：百万円



項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市民税(個人)	19,394	19,827	19,496	18,187	17,957	18,226	18,458	18,806	19,047	19,576
市民税(法人)	4,455	4,216	4,327	4,191	3,193	3,785	5,542	6,877	6,327	4,142
固定資産税	14,840	15,032	15,581	15,778	15,857	15,504	15,735	16,223	16,187	16,361
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
都市計画税	2,979	3,014	3,096	3,125	3,151	3,071	3,112	3,198	3,199	3,244
軽自動車税	79	82	83	83	85	86	86	88	91	116
市たばこ税	1,288	1,201	1,150	1,201	1,361	1,320	1,415	1,375	1,353	1,296
入湯税	9	7	4	3	2	2	2	0	0	0



(2) 所得課税と資産課税

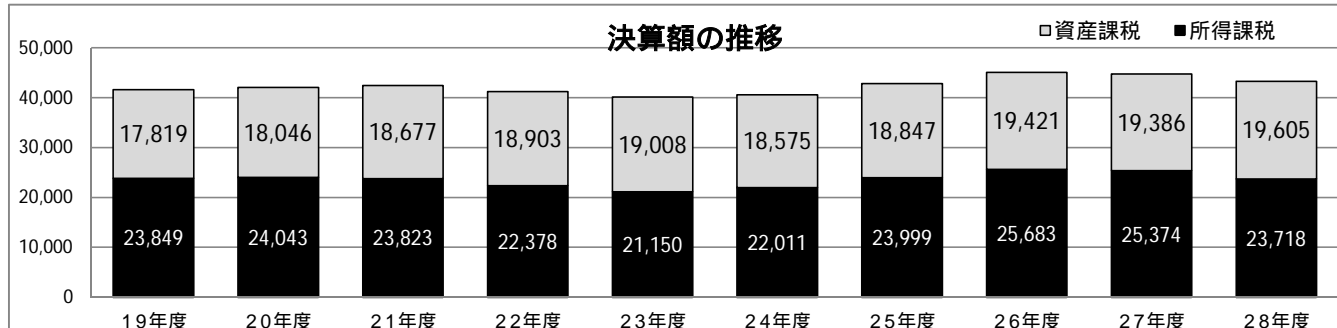
市税を大別すると、収入や所得を課税対象とする「所得課税」と、土地、家屋等を課税対象とする「資産課税」に区分することができます。

10年間の市税全体に占める割合は、所得課税分が50%台、資産課税分が40%台で推移し、所得課税・資産課税分を合わせると全体の97%程度を占めています。

単位：百万円，%

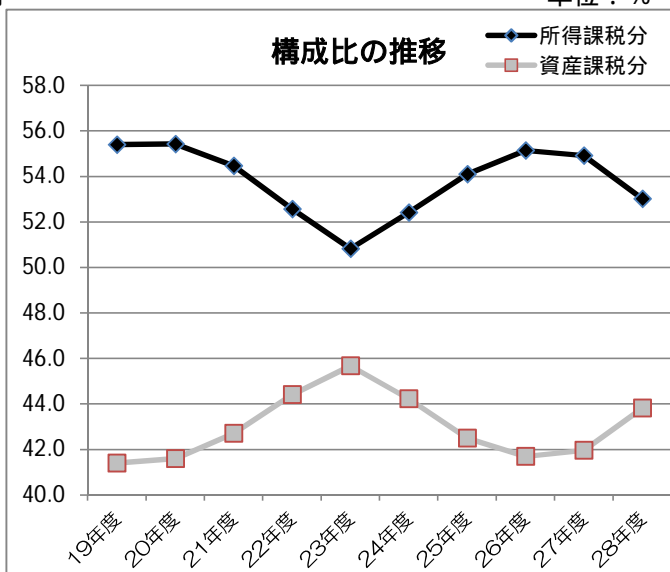
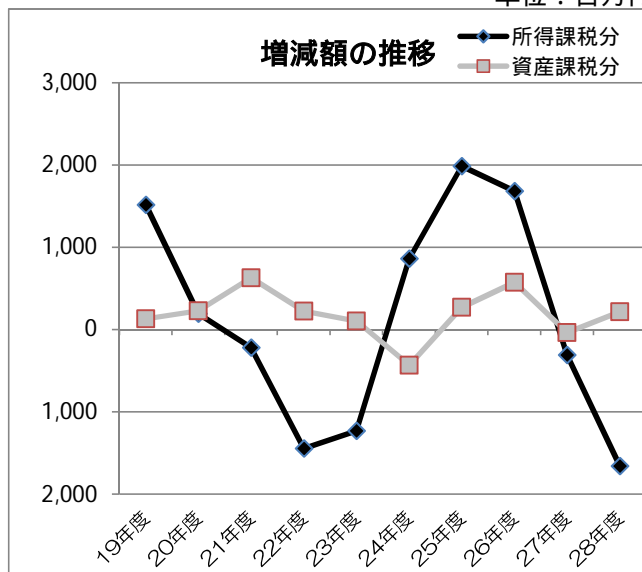
項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
「市税」合計額	43,044	43,379	43,736	42,568	41,606	41,994	44,349	46,568	46,203	44,735
所得課税分と資産課税分の合計額	41,668	42,089	42,500	41,281	40,158	40,586	42,846	45,104	44,760	43,323
構成比	96.8	97.0	97.2	97.0	96.5	96.6	96.6	96.9	96.9	96.8
増減額	1,647	421	411	1,219	1,123	428	2,260	2,258	344	1,437
増減率	4.1	1.0	1.0	2.9	2.7	1.1	5.6	5.3	0.8	3.2
所得課税分 (個人市民税・法人市民税)	23,849	24,043	23,823	22,378	21,150	22,011	23,999	25,683	25,374	23,718
構成比	55.4	55.4	54.5	52.6	50.8	52.4	54.1	55.2	54.9	53.0
増減額	1,517	194	220	1,445	1,228	861	1,988	1,684	309	1,656
増減率	6.8	0.8	0.9	6.1	5.5	4.1	9.0	7.0	1.2	6.5
資産課税額分 (固定資産税・都市計画税)	17,819	18,046	18,677	18,903	19,008	18,575	18,847	19,421	19,386	19,605
構成比	41.4	41.6	42.7	44.4	45.7	44.2	42.5	41.7	42.0	43.8
増減額	130	227	631	226	105	433	272	574	35	219
増減率	0.7	1.3	3.5	1.2	0.6	2.3	1.5	3.0	0.2	1.1
その他分(市たばこ税等)	1,376	1,290	1,236	1,287	1,448	1,408	1,503	1,464	1,443	1,412
構成比	3.2	3.0	2.8	3.0	3.5	3.4	3.4	3.1	3.1	3.2
増減額	78	86	54	51	161	40	95	39	21	31
増減率	5.4	6.3	4.2	4.1	12.5	2.8	6.7	2.6	1.4	2.1

単位：百万円，%



単位：百万円

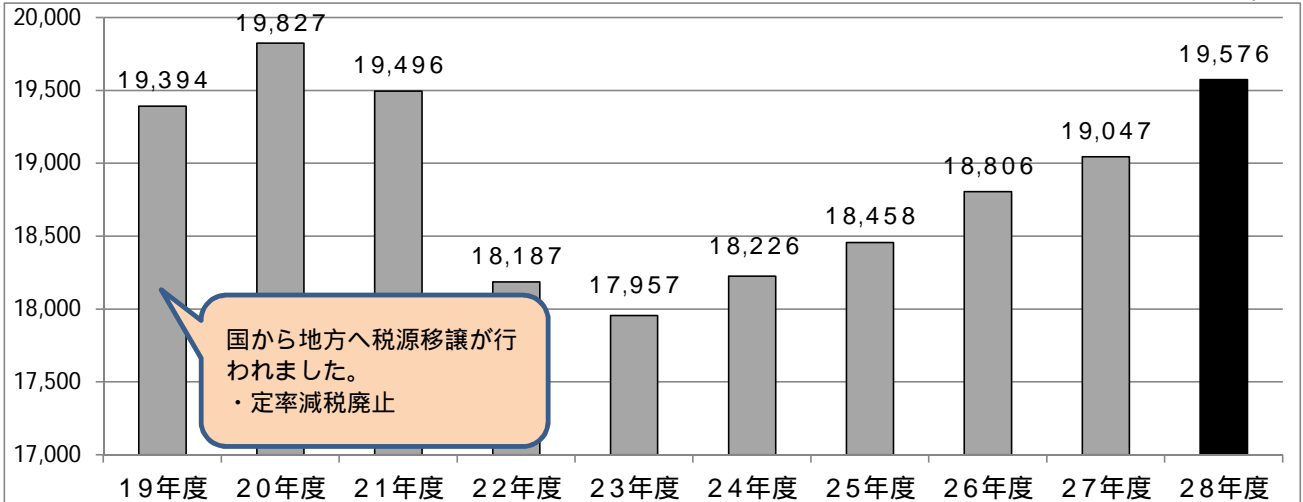
単位：%



(3) 市民税（個人）

市民税（個人）は、経済状況、税制改正、人口等により変動しています。
 平成19年度の定率減税廃止、税率フラット化（市・都民税合わせて10%の定率）等により、平成20年度に198億円余を収入しましたが、その後、経済状況の変化等により、減少局面となりました。平成24年度以降、扶養控除の見直し等の税制改正や景気回復状況により、増加傾向となっています。

単位：百万円，%

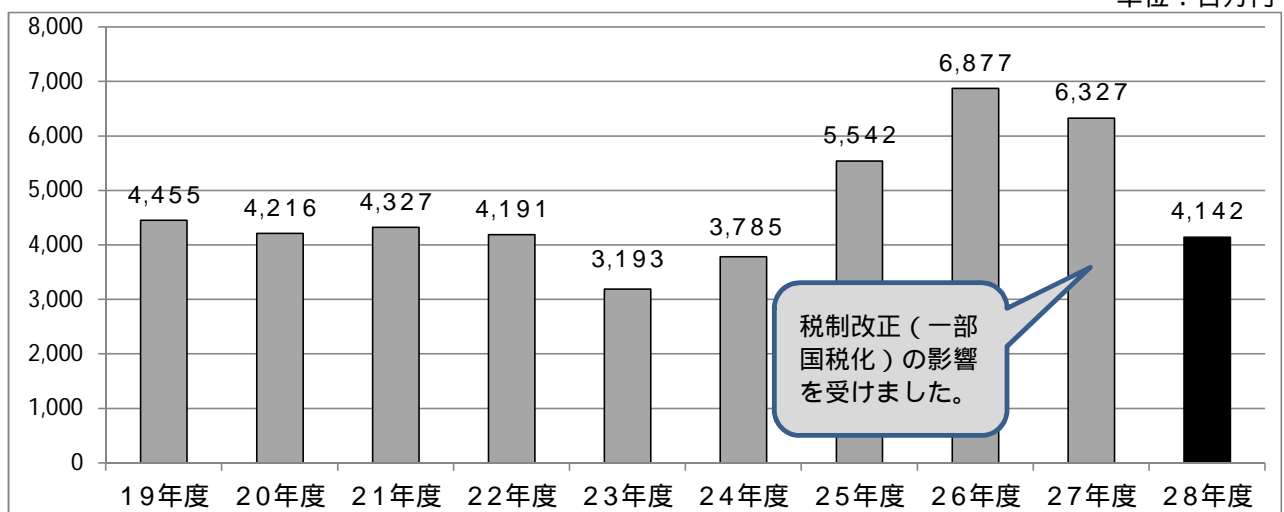


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	19,394	19,827	19,496	18,187	17,957	18,226	18,458	18,806	19,047	19,576
増減額	1672	433	331	1,309	230	269	232	348	241	529
増減率	9.4	2.2	1.7	6.7	1.3	1.5	1.3	1.9	1.3	2.8

(4) 市民税（法人）

市民税（法人）は、経済状況の影響を受けるため、年度間の増減率も大きくなります。
 平成17～22年度までは、概ね40億円台で推移しましたが、法人の収益減少により平成23年度は大きく減少、その後、企業の業績回復により大幅な増加となりましたが、平成27年以降は、税制改正の影響などにより減少傾向にあります。

単位：百万円

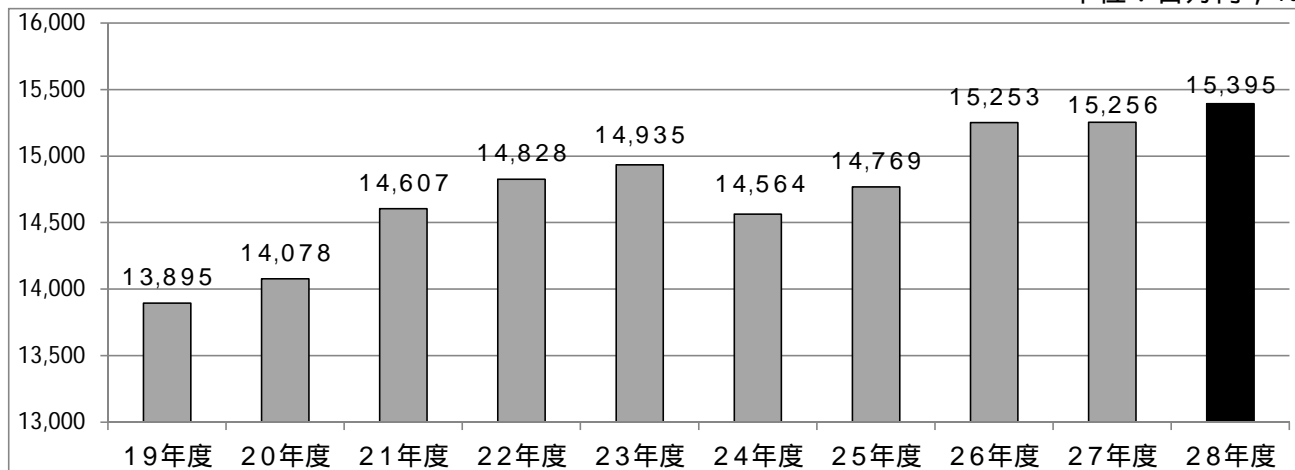


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	4,455	4,216	4,327	4,191	3,193	3,785	5,542	6,877	6,327	4,142
増減額	155	239	111	136	998	592	1,757	1,336	550	2,185
増減率	3.4	5.4	2.6	3.1	23.8	18.5	46.4	24.1	8.0	34.5

(5) 固定資産税（国有資産等交付金を除く）

固定資産税は、3年に一度の評価替えや税制改正等により変動があります。この10年間では、平成18年度、21年度、24年度、27年度に評価替えを実施しています。そのため、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間を単位として変動の傾向を見ることができます。基準年度の翌年度、翌々年度の収入額については、家屋の新增築分の増や税制改正により増加していますが、各年度における変動幅は少ないという特徴があります。

単位：百万円，%

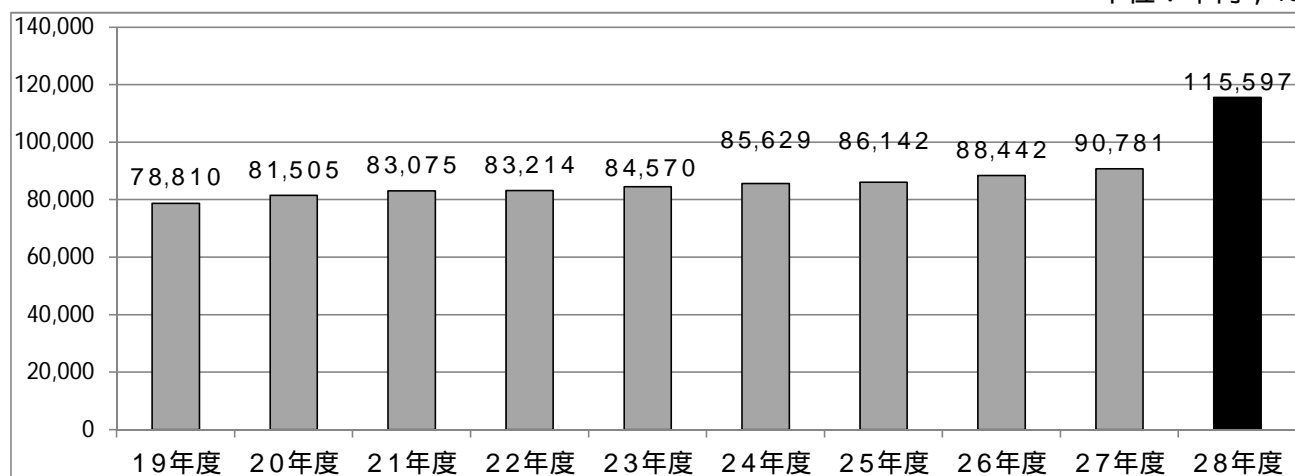


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	13,895	14,078	14,607	14,828	14,935	14,564	14,769	15,253	15,256	15,395
増減額	143	183	529	221	107	371	205	484	3	139
増減率	1.0	1.3	3.8	1.5	0.7	2.5	1.4	3.3	0.0	0.9

(6) 軽自動車税

軽自動車税は、緩やかな増加傾向にあります。登録台数は50cc以下の原動機付自転車が大きく減少し、総登録台数も減少傾向にありますが、軽自動車のうち四輪乗用自家用が増えていることが、収入額の増加の要因となっていました。平成28年度は、四輪乗用自家用の増加も少なく、登録台数は大きく減少しましたが、税率の引き上げの影響により、税収は1億1500万円余となりました。

単位：千円，%

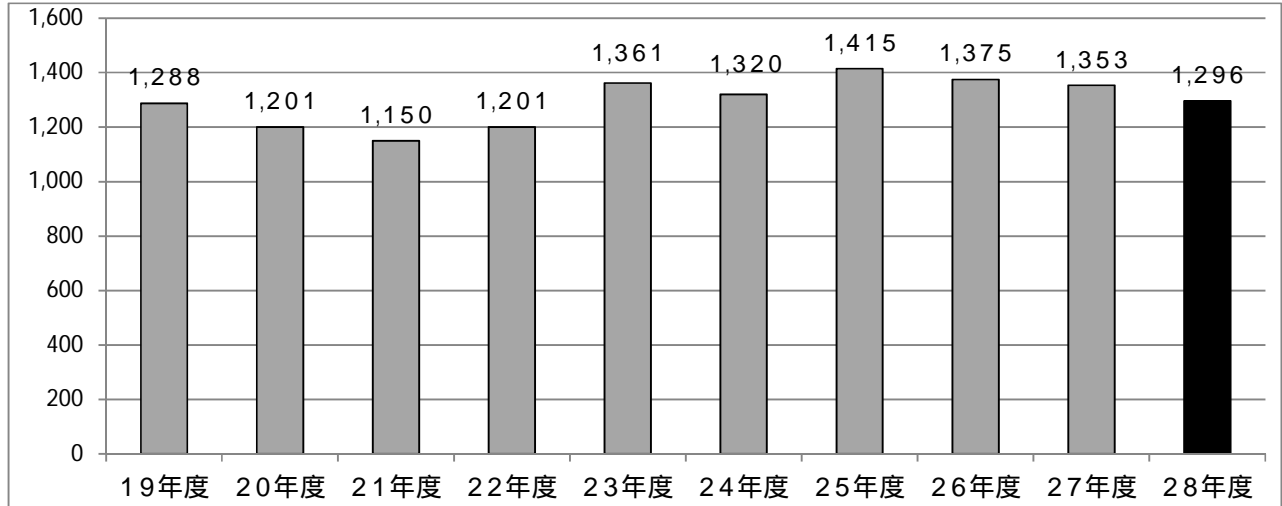


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	78,810	81,505	83,075	83,214	84,570	85,629	86,142	88,442	90,781	115,597
増減額	2,149	2,695	1,570	139	1,356	1,059	513	2,300	2,339	24,816
増減率	2.8	3.4	1.9	0.2	1.6	1.3	0.6	2.7	2.6	27.3

(7) 市たばこ税

市たばこ税は、税制改正等により増減はありますが、年度平均13億円となっています。この10年間では、平成18年度に約10%増、22年度に約40%増、25年度に約14%増の税率改定が実施され、28年度からは旧3級品の特例税率廃止に伴う段階的な税率改定（31年度まで）が始まりました。そうした改定と喫煙率の動向による売上本数への影響が、各年度の変動要因となっています。

単位：百万円，%

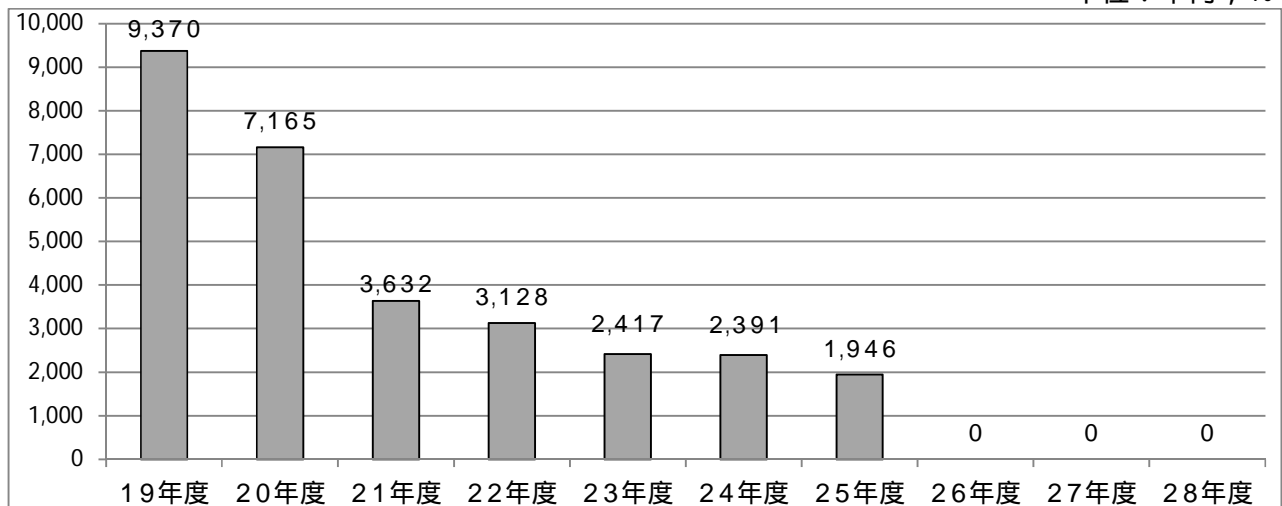


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	1,288	1,201	1,150	1,201	1,361	1,320	1,415	1,375	1,353	1,296
増減額	81	87	51	51	160	41	95	40	22	57
増減率	5.9	6.8	4.2	4.4	13.3	3.0	7.2	2.8	1.6	4.2

(8) 入湯税

入湯税は、平成19年度以降、減少傾向となり、課税対象施設が存在しなくなったため、平成26年度以降、収入額はゼロとなりました。

単位：千円，%

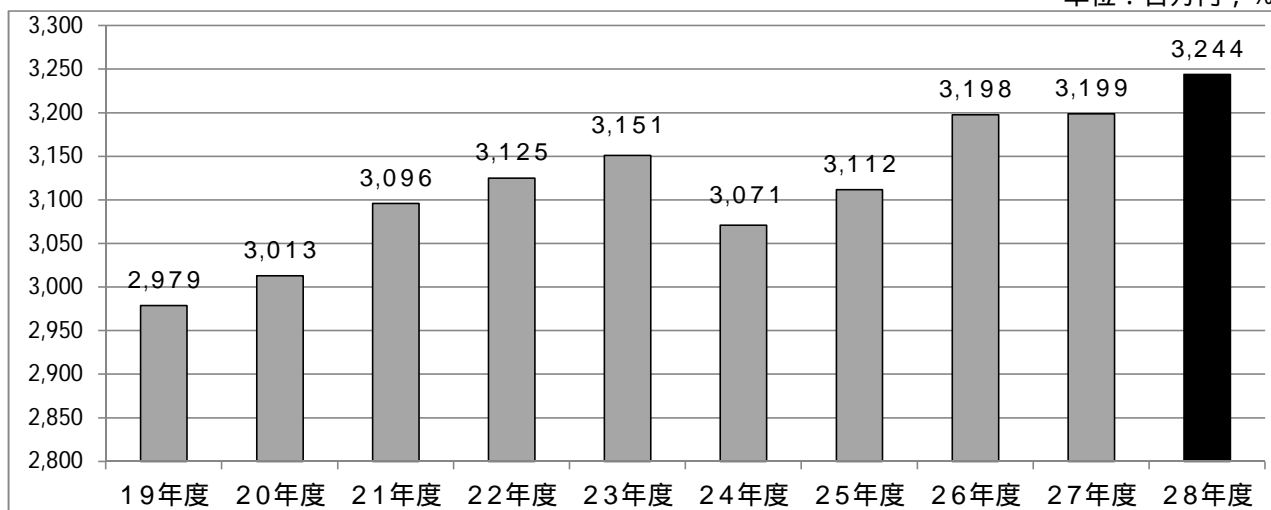


年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	9,370	7,165	3,632	3,128	2,417	2,391	1,946	0	0	0
増減額	1,771	2,205	3,533	504	711	26	445	1,946	0	0
増減率	23.3	23.5	49.3	13.9	22.7	1.1	18.6	100.0	-	-

(9) 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の課税対象のうち土地及び家屋に課税し、税率の変動も無いことから、年度毎の変動は固定資産税とほぼ同じとなっています。

単位：百万円，%



年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額	2,979	3,013	3,096	3,125	3,151	3,071	3,112	3,198	3,199	3,244
増減額	23	34	83	29	26	80	41	86	2	45
増減率	0.8	1.1	2.8	0.9	0.8	2.5	1.3	2.8	0.0	1.4



2 課税状況調べ等



課税状況調べでは、全国自治体を対象に、7月1日を調査基準日として調査が実施されています。その調査結果や市で保有する課税データを基に、基幹的な税である市民税（個人及び法人）の内容を詳しく見ることができます。

(1) 市民税（個人）

ア．所得区別の納税義務者の状況

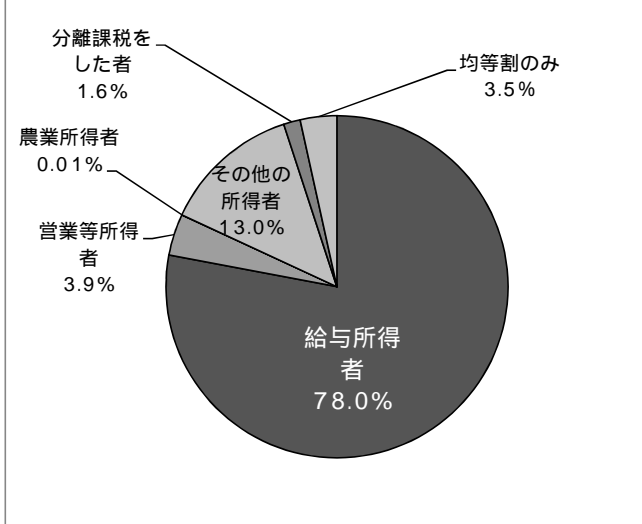
市民税（個人）の所得区別の納税義務者数については、約80%は給与所得者で、総所得金額及び所得割額についても同様の構成となっています。次いで、その他の所得における納税義務者が13%を占めています。

所得に対する税額

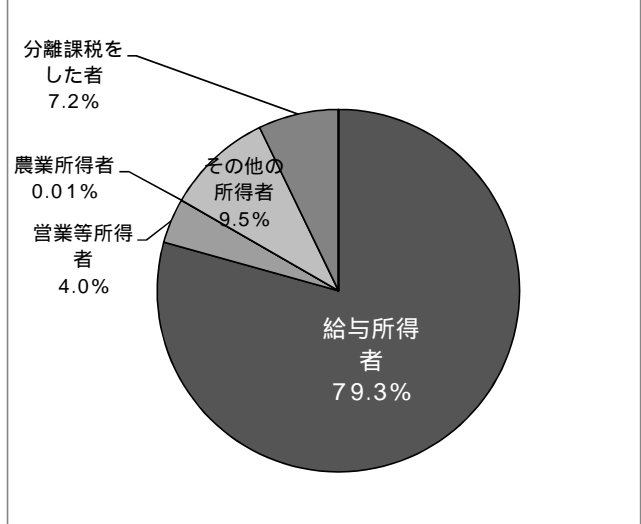
単位：人・%・千円

項目	納税義務者	構成比	総所得金額等	構成比	所得割額		備考
合計	119,117		444,162,703		18,928,032		
給与所得者	92,876	78.0	367,828,999	82.8	15,012,642	79.3	給与を主たる収入とする納税義務者
営業等所得者	4,681	3.9	17,929,438	4.0	757,188	4.0	事業等所得が最も大きい納税義務者
農業所得者	12	0.01	58,074	0.01	2,579	0.01	農業所得が最も大きい納税義務者
その他の所得者	15,537	13.0	46,174,920	10.4	1,798,858	9.5	年金、雑所得（講演等の報酬など）等が最も大きい納税義務者
分離課税をした者	1,881	1.6	12,171,272	2.8	1,356,765	7.2	土地・家屋、株式等の売却等により、分離課税による申告が必要となった納税義務者
均等割のみ	4,130	3.5	-	-	-	-	所得割が発生しない範囲で収入があり、均等割のみ納税義務が生じた者

「納税義務者」の構成比



「所得割額」の構成比



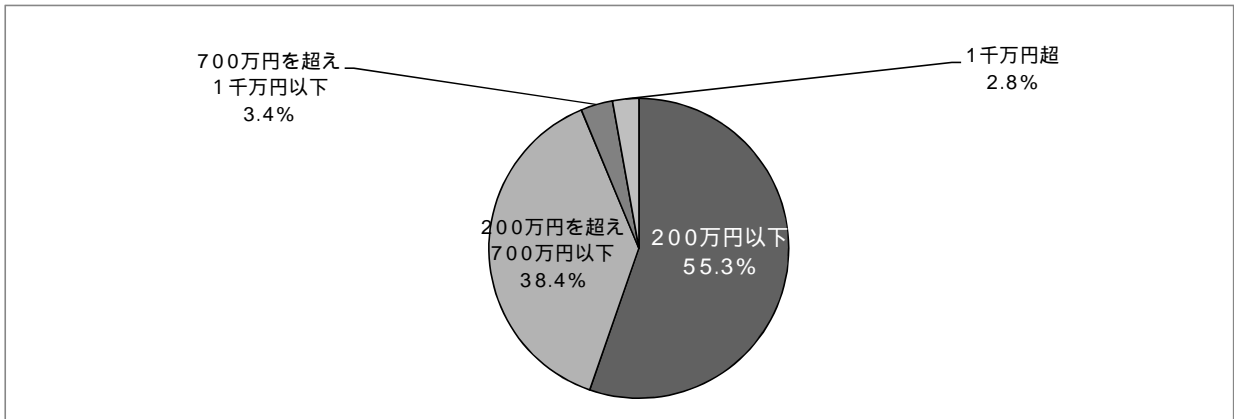
イ. 課税標準額段階別の納税義務者の状況



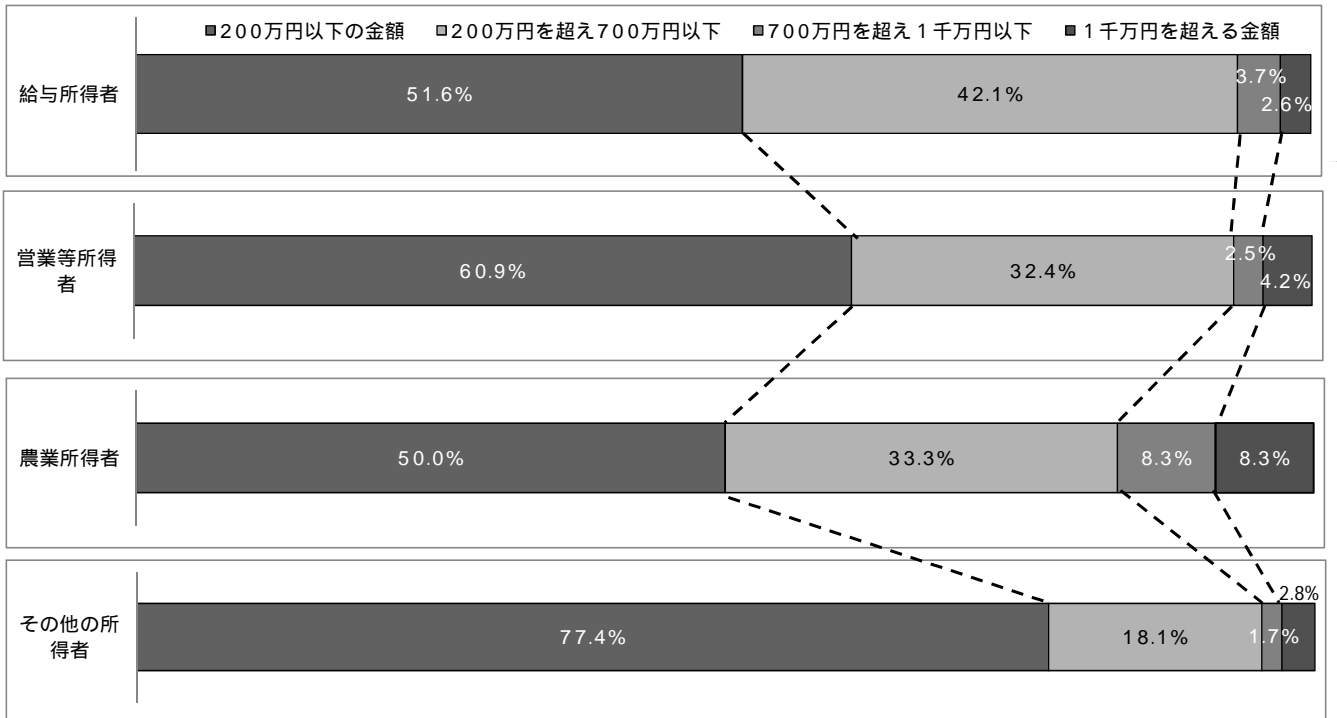
市民税（個人）の課税標準段階別の納税義務者については、200万円以下が約55%、次いで200～700万円が約38%となっています。以下、700～1000万円以下、1000万円超の順になっています。
 課税標準とは、総所得金額等から扶養等にかかる所得控除額を差し引いた額で、税率を掛ける対象の額をいいます。

単位：人・%

項目	全体	課税標準 200万円以下	構成比	課税標準200万 円を超え700万 円以下	構成比	課税標準700万 円を超え1千万 円以下	構成比	課税標準 1千万円超	構成比
合計	114,987	63,617	55.3%	44,164	38.4%	3,948	3.4%	3,258	2.8%
給与所得者	92,876	47,946	51.6%	39,129	42.1%	3,400	3.7%	2,401	2.6%
営業等所得者	4,681	2,852	60.9%	1,518	32.4%	116	2.5%	195	4.2%
農業所得者	12	6	50.0%	4	33.3%	1	8.3%	1	8.3%
その他の所得者	15,537	12,028	77.4%	2,807	18.1%	267	1.7%	435	2.8%
分離課税をした者	1,881	785	41.7%	706	37.5%	164	8.7%	226	12.0%
均等割のみ（参考）	(4,130)	-	-	-	-	-	-	-	-



所得区分別・課税標準段階別の納税義務者の構成比





ウ. 給与収入段階別の納税義務者等の状況

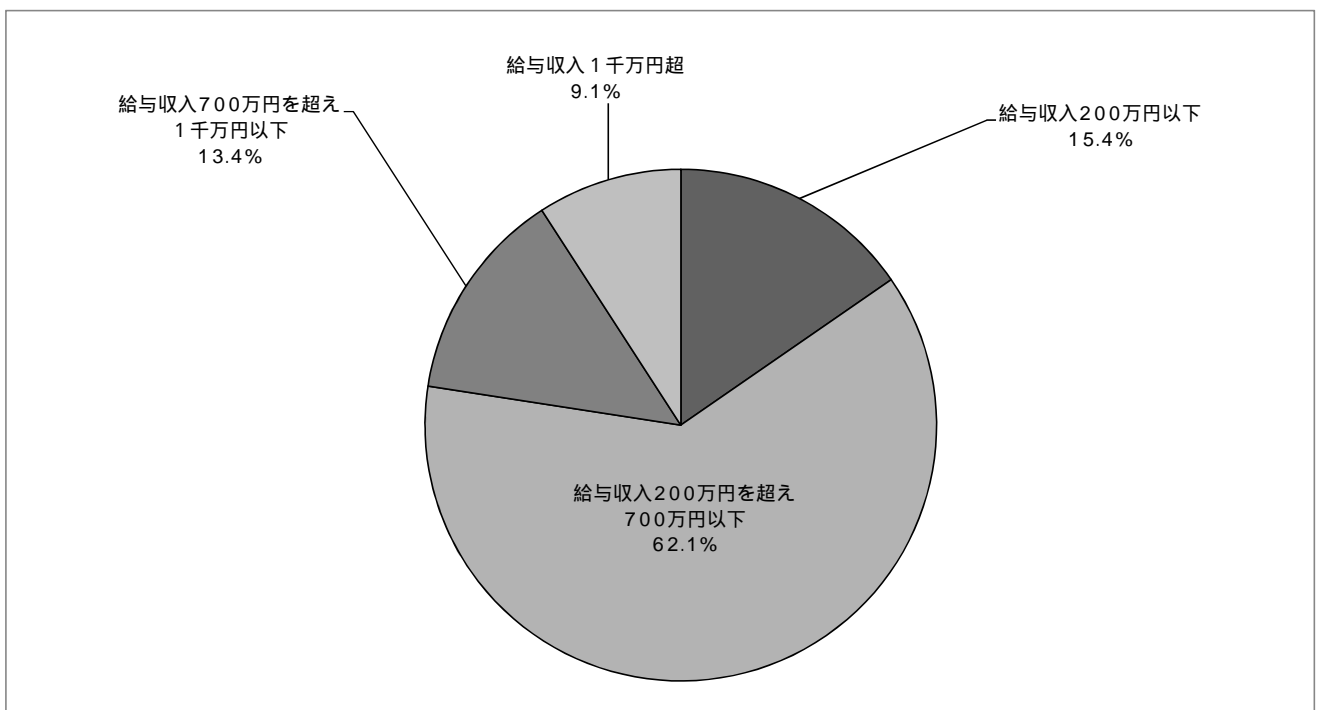
市民税（個人）における納税義務者のうち約80%を占める給与所得者の給与収入段階別（4区分）の状況は、200万円を超え700万円以下の段階が最も多く、約62%を占めています。以下、200万円以下、700万円を超え1千万円以下、1千万円超となっています。給与収入の総額は200万円を超え700万円以下の段階が最も多く、次いで給与収入1千万円超となっています。

給与収入とは：事業所から支給される金額（給与所得控除を課する前の額。一般的に「年収」のことをいいます。

納税義務者の状況

単位：人・百万円

項目	納税義務者数		給与収入総額		（参考） 給与所得金額	
	納税義務者数	構成比	給与収入総額	構成比	給与所得金額	構成比
合計	98,495		512,917		373,915	
給与収入200万円以下	15,137	15.4%	20,045	3.9%	10,442	2.8%
給与収入200万円を超え 700万円以下	61,130	62.1%	252,614	49.3%	171,042	45.7%
給与収入700万円を超え 1千万円以下	13,232	13.4%	109,535	21.4%	82,703	22.1%
給与収入1千万円超	8,996	9.1%	130,723	25.5%	109,729	29.3%





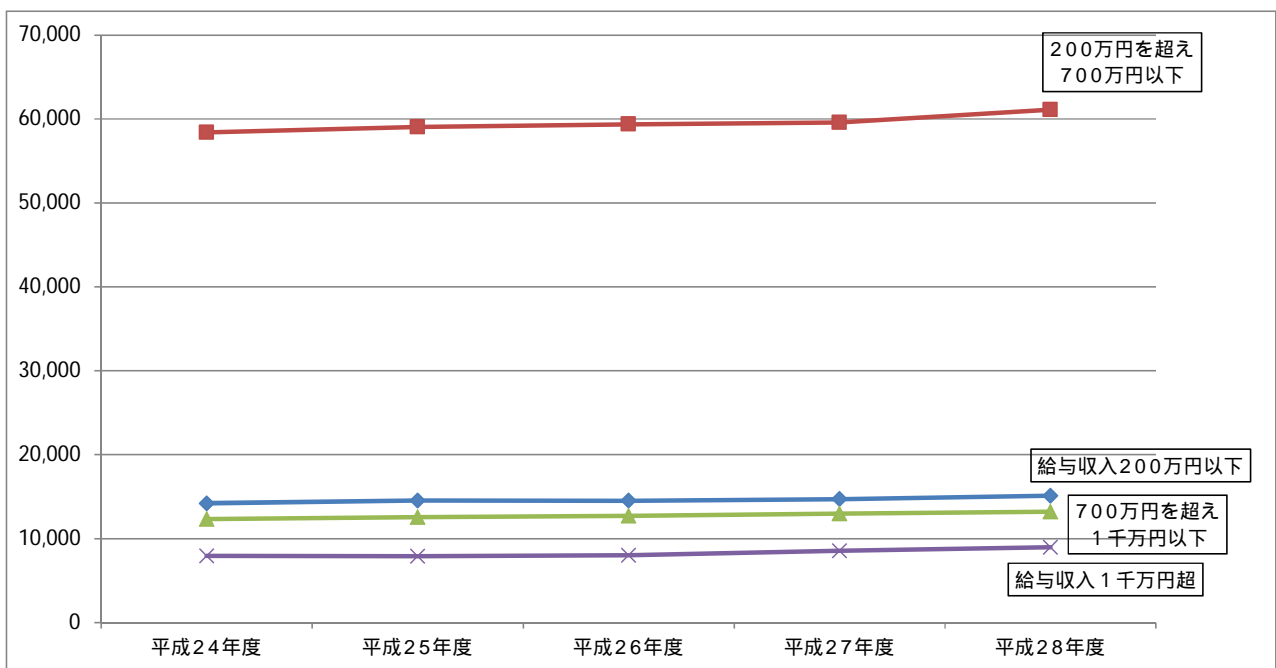
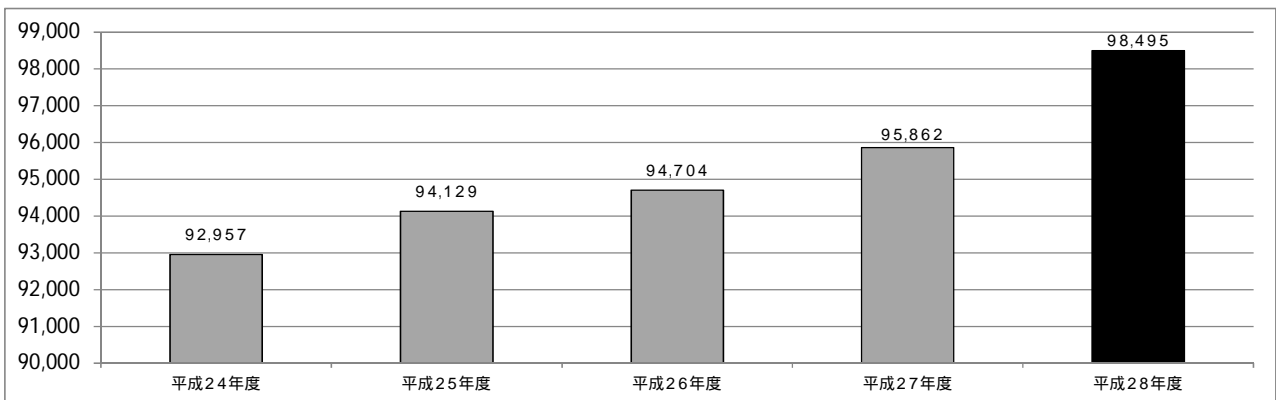
工. 給与収入段階別の納税義務者の推移

給与所得者の給与収入段階別納税義務者数の構成比に大きな変化はありませんが、給与所得者全体の納税義務者数は、増加傾向にあります。各給与収入段階で増加していますが、特に給与収入額では200万円を超え700万円以下が増加しています。

納税義務者の状況

単位：人

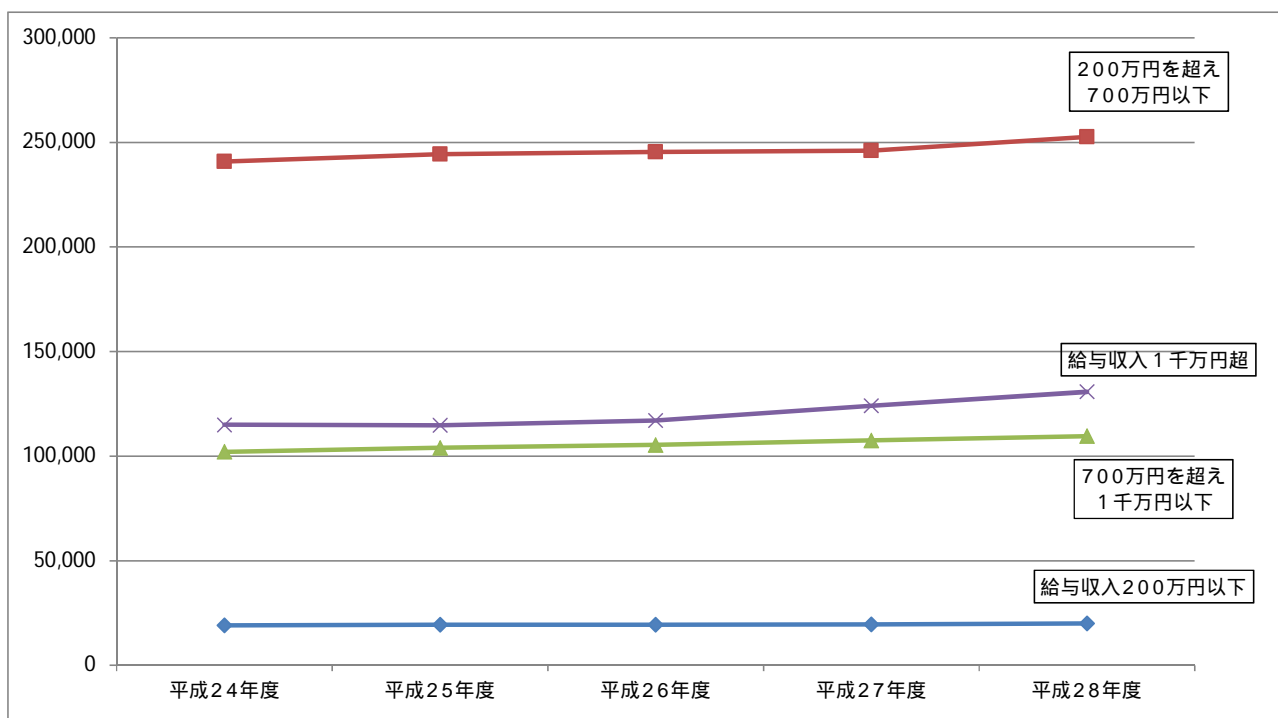
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	92,957	94,129	94,704	95,862	98,495
給与収入200万円以下	14,224	14,549	14,535	14,728	15,137
給与収入200万円を超え700万円以下	58,418	59,079	59,388	59,583	61,130
給与収入700万円を超え1千万円以下	12,346	12,578	12,739	12,993	13,232
給与収入1千万円超	7,969	7,923	8,042	8,558	8,996



給与収入金額の状況

単位：百万円

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	476,864	482,365	487,031	497,088	512,917
給与収入200万円以下	19,094	19,407	19,374	19,589	20,045
給与収入200万円を超え 700万円以下	240,790	244,288	245,344	246,002	252,614
給与収入700万円を超え 1千万円以下	102,034	103,934	105,310	107,461	109,535
給与収入1千万円超	114,946	114,736	117,003	124,035	130,723



オ 年金収入者の公的年金等収入金額の段階別納税義務者の状況



年金収入者の状況は、200万円を超え500万円以下の段階の納税義務者が最も多く、約49%を占めています。以下、200万円以下が約48%、500万円超が3%となっています。

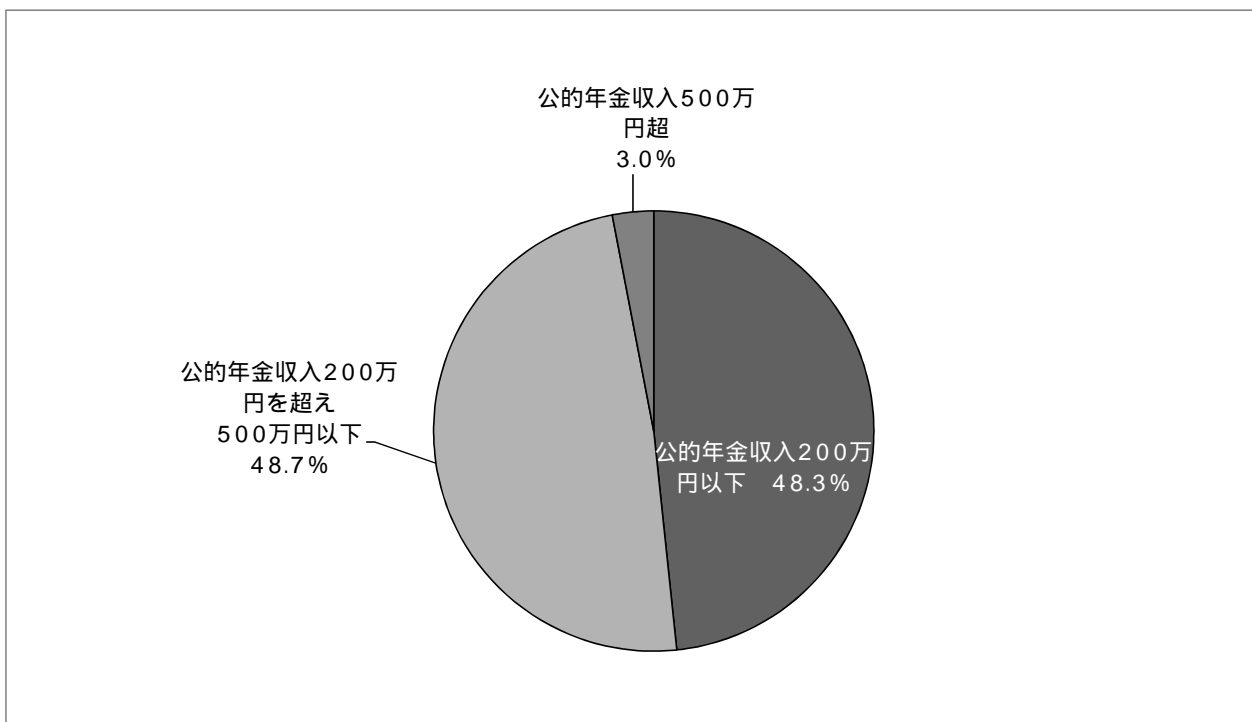
収入金額、雑所得金額では、200万円を超え500万円以下が約70%～80%を占める構成となっています。

公的年金等とは、公的な制度により支給される国民年金、厚生年金、共済年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などをいいます。

納税義務者の状況

単位：人・%・百万円

項目	納税義務者数	構成比	公的年金等に係る収入金額		雑所得金額	
			収入金額	構成比	金額	構成比
合計	22,927		47,115		24,052	
公的年金収入200万円以下	11,080	48.3%	10,278	21.8%	2,075	8.6%
公的年金収入200万円を超え500万円以下	11,155	48.7%	32,716	69.4%	19,011	79.0%
公的年金収入500万円超	692	3.0%	4,121	8.7%	2,966	12.3%





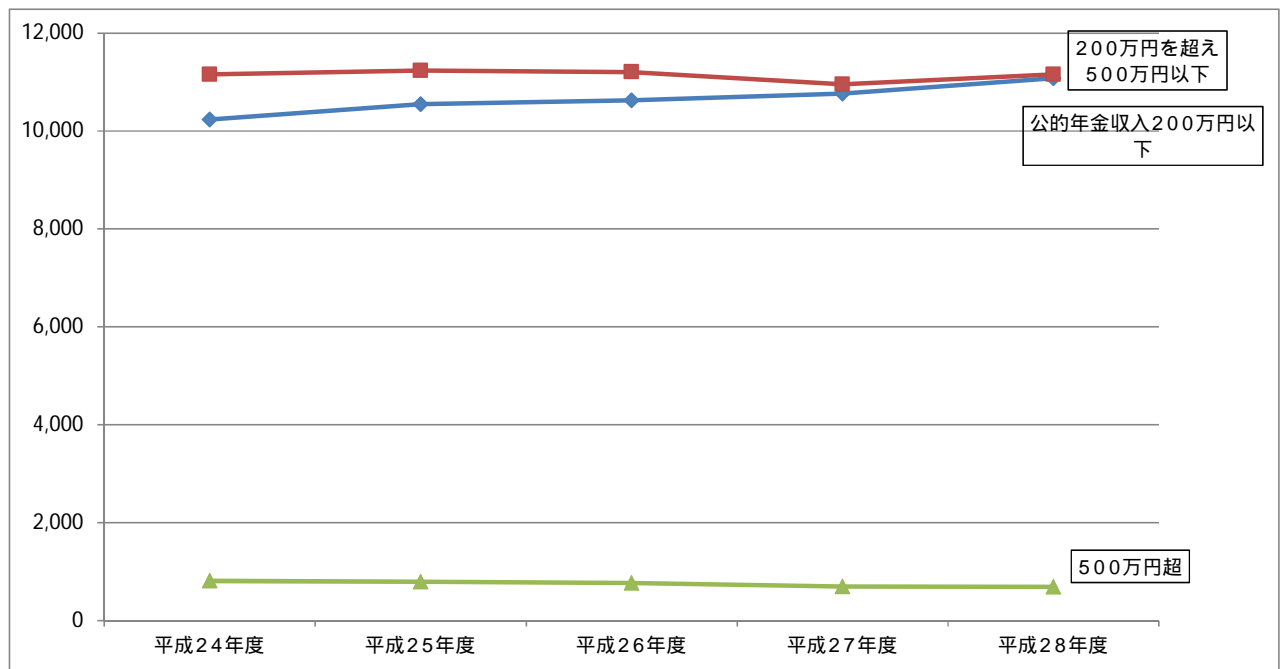
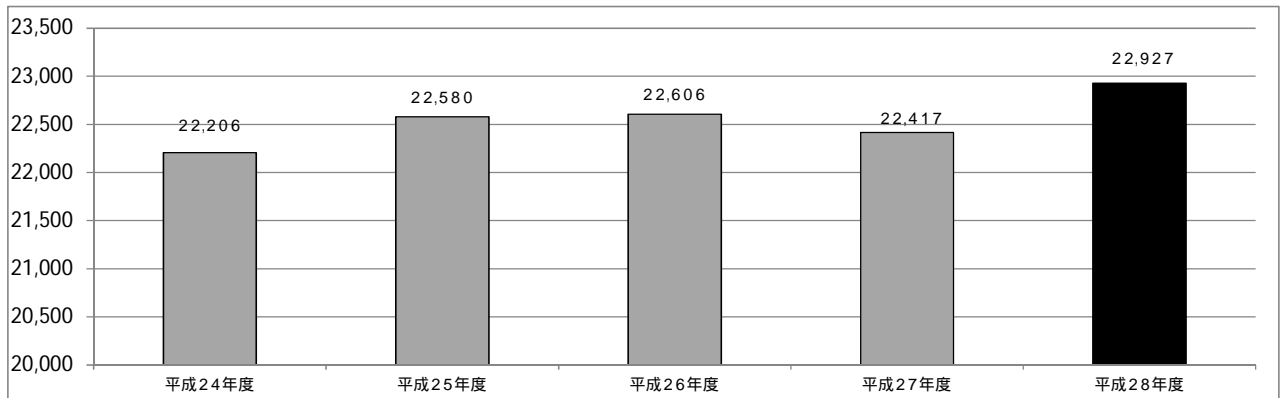
カ. 年金収入段階別の納税義務者の推移

公的年金収入段階別の納税義務者数の推移では、平成27年度に微減となりましたが、平成28年度は前年度と比較し、増加しています。また、年金収入額では、200万円以下で微増傾向が続いています。

納税義務者の状況

単位：人

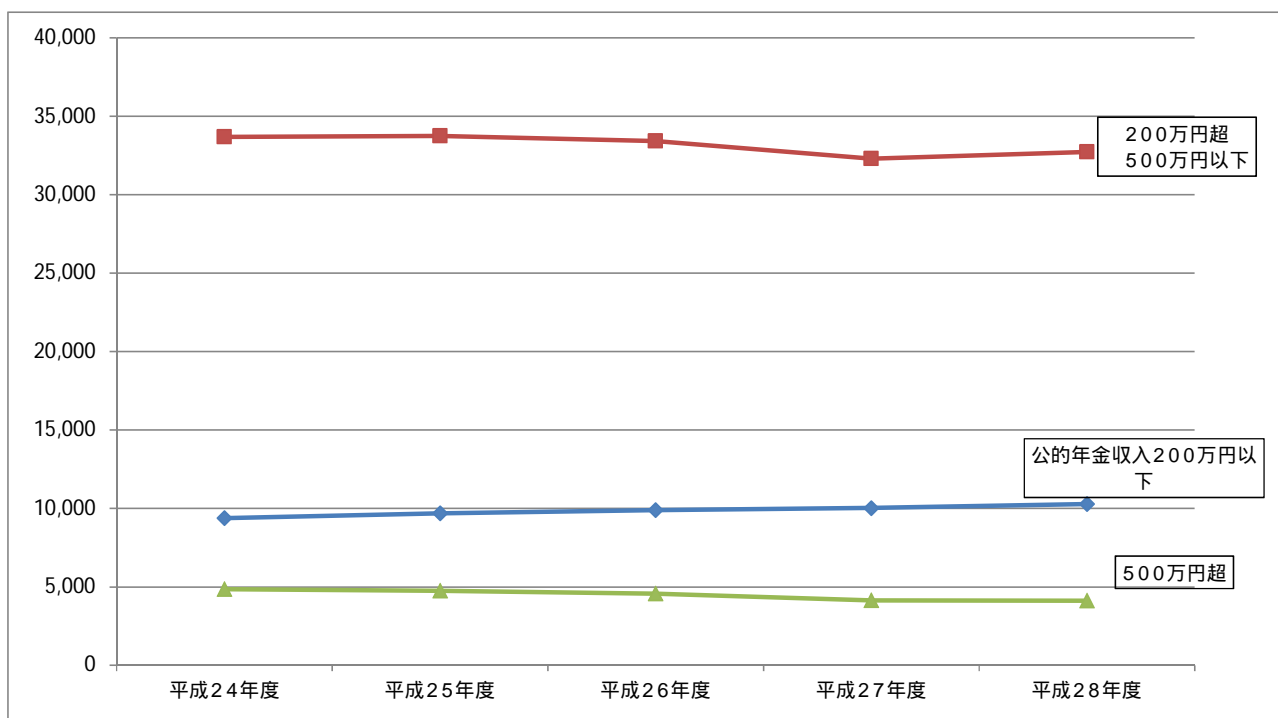
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	22,206	22,580	22,606	22,417	22,927
公的年金収入200万円以下	10,238	10,552	10,631	10,767	11,080
公的年金収入200万円超 500万円以下	11,156	11,234	11,207	10,954	11,155
公的年金収入500万円超	812	794	768	696	692



公的年金収入に係る段階別の収入金額の状況

単位：百万円

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	47,908	48,161	47,876	46,456	47,115
公的年金収入200万円以下	9,378	9,680	9,891	10,023	10,278
公的年金収入200万円超 500万円以下	33,680	33,736	33,415	32,296	32,716
公的年金収入500万円超	4,850	4,744	4,570	4,137	4,121



キ. 特別徴収の推進状況について

東京都と都内全62区市町村は、納税者の利便性向上と税収の安定した確保の観点から、平成29年度より個人住民税の特別徴収を徹底しております。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって、従業員の住所地の区市町村へ納入していた制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

個人情報の適正な管理を徹底するとともに、特別徴収を実施していない事業所が円滑に特別徴収に切替えるための環境づくりのひとつとして、個人情報の取扱いに配慮した圧着式の特別徴収税額決定通知書への改善に取り組んでおります。また特別徴収を実施していない事業所への「特別徴収義務者指定予告通知」送付や年末調整説明会でのリーフレットを配布するなど広報活動も行いました。

特別徴収実施率（調布市）	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
給与所得のある納税義務者数（A）	92,957	94,129	94,704	95,862	98,495
増減	—	1,172	575	1,158	2,633
増減率	—	1.3	0.6	1.2	2.7
給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	64,401	65,551	66,720	69,423	73,244
増減	—	1,150	1,169	2,703	3,821
増減率	—	1.8	1.8	4.1	5.5
特別徴収実施率（B/A）	69.3	69.6	70.5	72.4	74.4

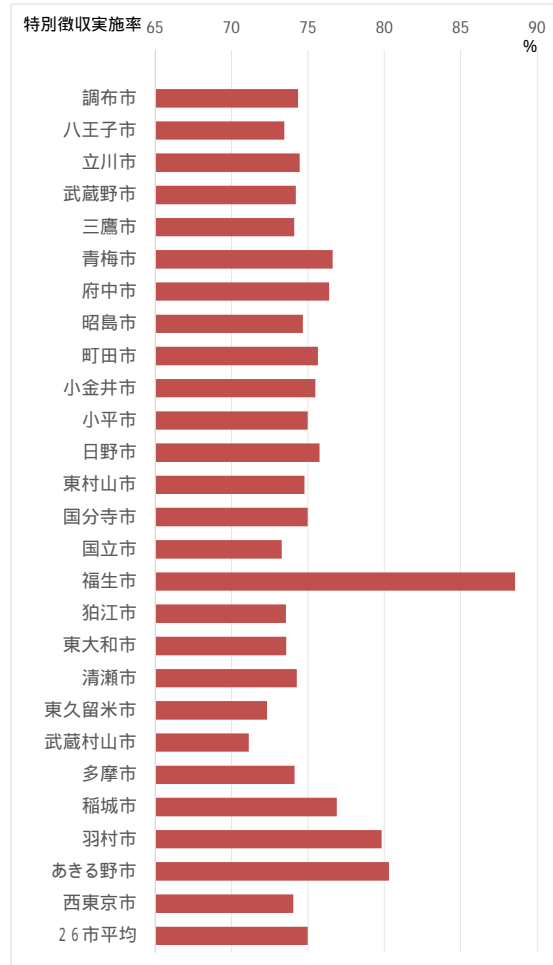
単位：人，％

参考（H28年度）	
東京都 市町村合計	全国 市町村合計
1,677,745	48,619,666
—	—
—	—
1,258,391	39,045,506
—	—
—	—
75.0	80.3

【参考】多摩26市の状況（H28年度） 単位：人，％

自治体名	給与所得のある納税義務者数（A）	給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	特別徴収実施率（B/A）
調布市	98,495	73,244	74.4
八王子市	213,746	157,028	73.5
立川市	73,856	55,001	74.5
武蔵野市	64,024	47,511	74.2
三鷹市	79,125	58,641	74.1
青梅市	52,993	40,598	76.6
府中市	107,691	82,258	76.4
昭島市	44,981	33,592	74.7
町田市	160,227	121,207	75.6
小金井市	51,070	38,556	75.5
小平市	73,194	54,890	75.0
日野市	73,582	55,754	75.8
東村山市	57,021	42,636	74.8
国分寺市	51,544	38,653	75.0
国立市	31,119	22,805	73.3
福生市	23,953	21,213	88.6
狛江市	34,251	25,196	73.6
東大和市	32,616	24,000	73.6
清瀬市	27,090	20,119	74.3
東久留米市	43,885	31,738	72.3
武蔵村山市	25,974	18,479	71.1
多摩市	58,597	43,440	74.1
稲城市	35,628	27,394	76.9
羽村市	22,857	18,244	79.8
あきる野市	29,941	24,047	80.3
西東京市	79,252	58,678	74.0
26市平均	63,335	47,497	75.0

各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



単位：人，%

特別徴収義務者（事業主）数の推移	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
特別徴収義務者数	21,511	21,821	22,177	23,136	24,676
増減	—	310	356	959	1,540
増減率	—	1.4	1.6	4.3	6.7

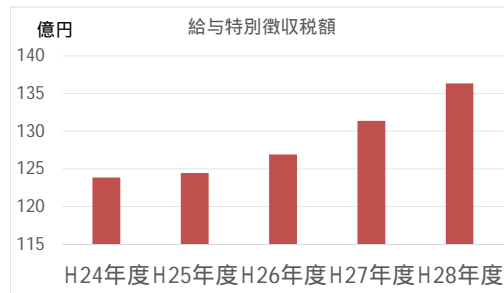
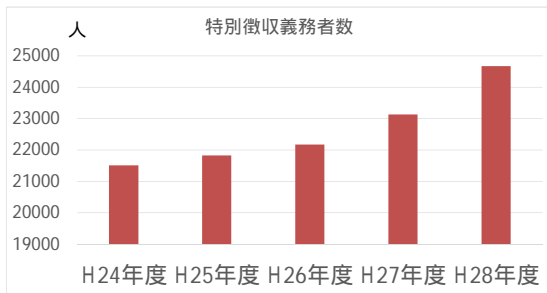


個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

単位：億円，%

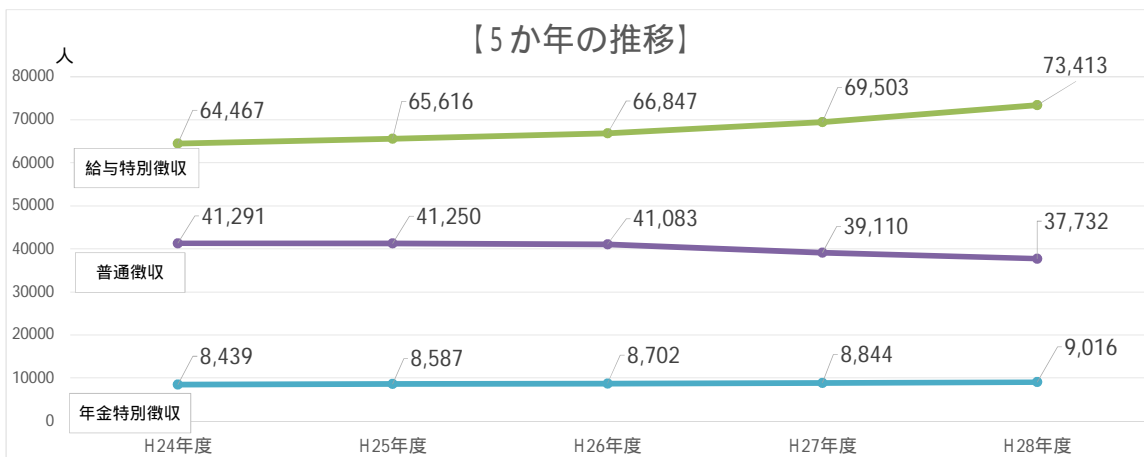
特別徴収税額の推移	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
給与特別徴収税額	124	124	127	131	136
増減	—	1	2	4	5
増減率	—	0.5	2.0	3.5	3.8

各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



納付区分別の納税義務者の推移（決算時 現年課税分） 単位：人，%

納税義務者の分布状況	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H28年度構成比
納税義務者数 合計	114,197	115,453	116,632	117,457	120,161	100.0
給与特別徴収	64,467	65,616	66,847	69,503	73,413	61.1
普通徴収	41,291	41,250	41,083	39,110	37,732	31.4
年金特別徴収	8,439	8,587	8,702	8,844	9,016	7.5



圧着式特別徴収税額決定通知書

税額決定通知書は，税の計算根拠となる情報（給与以外の収入や所得の額，控除額，扶養親族数等）が記載されているため，個人情報を守る観点から，平成27年度に送付する特別徴収税額決定通知書より，圧着して内容を秘匿した状態で送付する方式へ変更しました。





(2) 市民税（法人）

市民税（法人）における納税義務者は、平成28年度において総数5976法人で、産業分類別では第三次産業が4649法人で最も多く、次いで第二次産業1275法人となっています。

5年間の状況では、第三次産業に区分される法人数が増加傾向にあります。

また、課税額及び1法人当たり課税額についても、第三次産業が最も多く、平成25年度以降、高い水準にあります。

法人には、法人格を有しない団体も含まれています。

産業分類の内訳

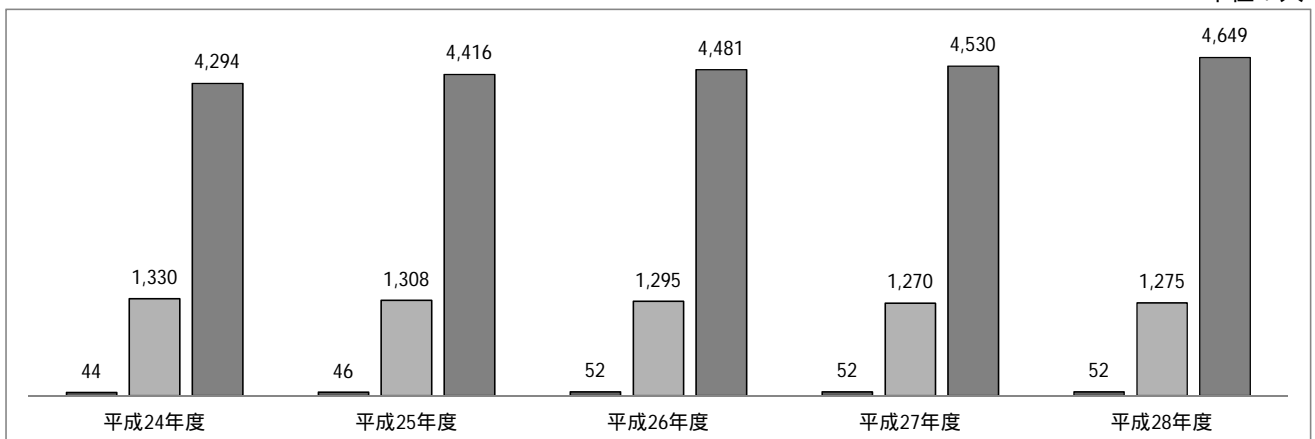
- 第1次産業： 農業・林業・漁業
- 第2次産業： 鉱業・建設業・製造業
- 第3次産業： 電気・ガス・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業・金融業・保険業・不動産業・飲食業・医療・福祉・サービス業など

産業分類別の納税義務者数の状況

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第一次産業	納税義務者数	44	46	52	52	52
	課税額（百万円）	5	6	8	7	6
	1法人当たり課税額(千円)	122	130	148	127	123
第二次産業	納税義務者数	1,330	1,308	1,295	1,270	1,275
	課税額（百万円）	710	650	796	440	508
	1法人当たり課税額(千円)	534	497	615	346	399
第三次産業	納税義務者数	4,294	4,416	4,481	4,530	4,649
	課税額（百万円）	3,070	4,887	6,074	5,880	4,142
	1法人当たり課税額(千円)	715	1,107	1,355	1,298	891
合 計	納税義務者数	5,668	5,770	5,828	5,852	5,976
	課税額（百万円）	3,785	5,543	6,877	6,327	4,657
	1法人当たり課税額(千円)	668	961	1,180	1,081	1,413

【5か年の推移】

単位：人

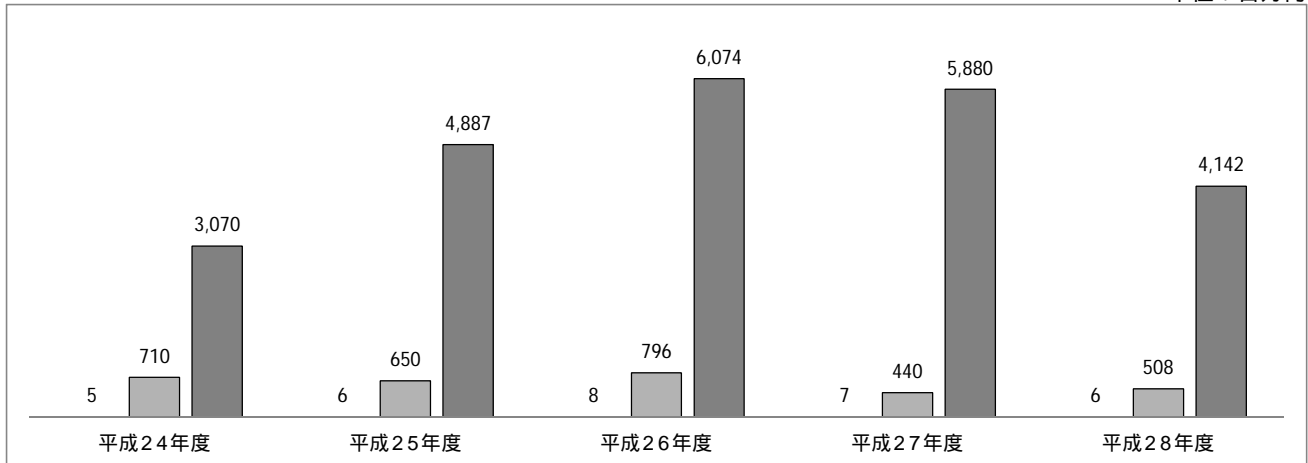


課税額の状況

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第一次産業	課税額（百万円）	5	6	8	7	6
第二次産業	課税額（百万円）	710	650	796	440	508
第三次産業	課税額（百万円）	3,070	4,887	6,074	5,880	4,142

【5か年の推移】

単位：百万円



1法人当たりの課税額の状況

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第一次産業	1法人当たり課税額（千円）	122	130	148	127	123
第二次産業	1法人当たり課税額（千円）	534	497	615	346	399
第三次産業	1法人当たり課税額（千円）	715	1,107	1,355	1,298	891

【5か年の推移】

単位：千円

